

平成20年度 第1回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

平成20年11月14日(金) 午後1時00分～午後1時20分

2 開催場所

豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 委員

青山克己委員(会長) 戸田久晶委員、尾野康雄委員、坪井秋政委員、伊藤政子委員、土屋正子委員、中島貞利委員、小塚文雄委員、欠席:吉田秀彦委員

(2) 事務局

小出生活福祉部長、二村住民課長、水野課長補佐、坪井国保医療係長

4 議題

・豊山町国民健康保険条例の一部改正について

5 会議資料

・豊山町国民健康保険条例の一部改正について(諮詢書)

6 議事内容(要点筆記)

司会(小出部長)

皆さん こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

会を始めます前に、皆さん方にご確認していただきたいことがありますので、少し
お時間を頂きます。

町では、情報公開の一環として、この10月から審議会等における議事録をホームページ
ページに掲載することになりました。これによりまして、本日の議事録を「要点筆記」
でホームページに掲載させていただきたいと考えています。

本日の議事録をホームページに掲載することに対しまして、ご理解いただきたいと思
います。

また、議事録の内容につきましては、委員の皆さんの確認が必要となります。後ほど
会長から議事録署名委員が指名されますので、指名されました委員2名の方と会長
の3名の方でご確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

お待たせいたしました。それではただ今より、平成20年度第1回目となります國
民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いいたします。

会長あいさつ

皆さん こんにちは

本日は、すでにお手元に配布してございますが、町長から諮詢されています國民健
康保険条例の改正案について審議願います。

真摯に検討していただくことをお願いします。続きまして、町長にご出席していただいているので、ご挨拶をお願いします。

豊山町長

皆さん こんにちは

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただき、大変ご苦労様です。

また、平素は、国民健康保険の運営に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国保の運営につきましては、本町だけではありませんが、一般会計からの補填で賄っている現状があり、どこの自治体でもその運営に苦慮しておるのでないかと思っております。

このような中、舛添厚生労働大臣は、問題になっている後期高齢者医療制度を含め、国保の県単位の一元化を打ち出しました。ここ1年間かけて検討されるようですので、注視したいと考えています。

さて本日は、「国民健康保険条例」の改正案について諮問させていただいております。内容は、産科医療の補償制度創設に伴う出産育児一時金の増額です。

詳しくは後ほど、担当から説明させます。

委員各位におかれましては慎重なるご審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。

町長は他に公務があるとのことでございますので、これにて退席させていただきます。

それでは、これより会議を始めます。

まず会議録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、坪井秋政委員と伊藤政子委員を指名いたします。

後日、事務局が本日の会議録の署名に伺いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして議題に入ります。

本日は、諮問事項が1件ございます。

当局より説明を求めます。

二村課長

それではお手元に配布してございます諮問書について、説明させていただきます。

豊山町国民健康保険条例の第5条に出産育児一時金の金額がうたわれており、その金額は、現状は35万円となっています。これを3万円アップして38万円とする条例改正案です。

改正の理由ですが、分娩時の医療事故を補償する「産科医療補償制度」が平成21年1月1日から創設されます。医療機関がこの制度に加入すると1分娩当たり3万円の保険料が必要となります。出産費用にこの保険料が加算されるため、出産育児一時金の増額でその保険料加算分を賄うものです。

産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産に対する出産育児一時金は、保険料の加算がありませんので、これまで通り35万円となります。

実施は産科医療補償制度に合わせ、平成21年1月1日からとなります。

なお、この改正は、健康保険法施行令の改正に準じて行うものですが、国では現在、パブリックコメントを行っている段階で、最終決定はなされていません。よって、現

段階では市町村に条例改正案が示されていない状況です。

実施日が平成21年1月1日からということで、本来は12月議会に提案して、条例改正することが本意ではありますが、来年の3月議会にずれ込む可能性もありますので、ご了承いただきたいと思います。

もちろん、この場合には1月1日からの遡及適用となります。
以上で説明とさせていただきます。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

委員

出産育児一時金の35万円の根拠は何ですか。

坪井係長

健康保険法で金額が定められています。町村は概ねその金額に準じていますが、出産費用に関しては、全国でバラツキがあります。

委員

改正案文は「35万円から38万円になる」という表現になりますか。

二村課長

そのようにはなりません。国から来ている条例改正案文では、ただし書きで「規則で定めるところにより、3万円を上限として加算できる」という内容となっています。しかし現状では最終案文が来ていませんので、なんとも言えません。

会長

それでは、ご質問・意見も出尽くしたようですので、この諮詢事項を適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なしの声あり

ありがとうございました。異議なしの声がかかりましたので、ただいま申し上げました内容で、町長に答申することとします。

答申文につきましては、私に一任願いますでしょうか。

異議なしの声あり

ありがとうございました。それでは、私が代表して、答申を町長へ提出することとします。

以上で議事を終了します。続きましてその他に移ります。

当局、何かありますか。

二村課長

ありません。

会長

委員の方々で、何かご意見がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました運営協議会の議題につきましては、全て終了とします。ありがとうございました。

司会（小出部長）

会長ありがとうございました。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。

これをもちまして平成20年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

議事録の署名

平成20年11月17日

青山克己
坪井秋政
伊藤政子